

第24回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年5月13日（火）13時30分から15時00分

2 開催場所 大津市役所 本館4階 第1委員会室

3 出席委員（15名）

1番	村田	省三	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	濱田	博之	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員

4 欠席委員（3名）

2番	音島	義孝	委員
7番	森元	直紀	委員
18番	安井	善次	委員

5 説明員（2名）

農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第106号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について

- 議案第107号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）について
- 報告第129号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
- 報告第130号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第131号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第132号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第133号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
- 報告第134号 農地の転用事実等に関する照会について
- 報告第135号 土地利用協議について
- 報告第136号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査

9 議事概要

- 事務局長 こんにちは。
定刻となりましたので、第25期第24回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。
最初に、大津市農業委員憲章を斎唱いたしますので、ご起立をお願いします。
なお、先唱につきましては、従前の議先番号順となっております。本日は、議席番号8番音野茂委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斎唱 >

- 事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は、北部選出の副会長であります万木已壽委員にお願いします。この後の進行についてよろしくお願ひいたします。

- 副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、森元直紀委員、安井善次委員、音島義孝委員が所用のため欠席されております。なお、石津正嗣委員につきましては、所用により遅参をされます。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は14名でございますので、在任委員の過半数に達しております、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
それでは次に、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

会長 <会長挨拶>

副会長 ありがとうございました。

それでは、議事進行につきまして、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力を願ひいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

15番 森 繁孝 委員

17番 上坂 雅彦 委員

よろしくお願ひをいたします。

ただいまから議事に入ります。

なお、お手元に農地法第3条、4条、第5条の許可要件を説明した資料を備え付けていますので、許可、不許可の判断材料としてご活用ください。

まず初めに、議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の真野普門二丁目につきましては、○○委員ですが、本日欠席されていますので、事務局でお聞きのことがあればお願ひします。

事務局 地元委員より、本日欠席に当たりまして伝言を預かっておりますので、私のほうで発言させていただきます。

4月27日に○○推進委員と譲受人の3人で現地の立会いを行いました。もともとこれまでから小作で譲受人が使用していた土地であって、譲渡人が耕作困難になり、買ってほしいとのことで話がまとまったものでございます。圃場整備された条件のよい土地であり、譲受人も生産意欲のある方なので、特に問題ないと判断しております。

以上、代読です。

議 長 ありがとうございました。
続きまして、No.2の本堅田二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 5月10日に譲受人そして申請代理人また推進委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。駅から歩いて10分程度で非常に便利なところで、現在当該地の隣接で宅地造成工事が行われている場所でございます。

7ページの写真を見ていただきますと、写真にパイプが写っておりますが、現在側溝の整備をされておりまして、さらにその写真の下側については道路が設置されるという、そんな予定のところでございます。

譲渡人については、令和4年に相続でその土地を引受けられまして、現在に至っています。譲渡人は農業の経験がほとんどないということで、非常に困っておられたという状況がございました。幸いにしてその隣接のところで親族の方が既に畑で野菜作りをされているということでしたので、その方が今回贈与という形で引受けをされることになりました。その譲受人でございますけれども、現在勤務先で働き、来年の3月に定年を迎える、その方が農業に専念されるということで、この案件につきましては私としては問題ないと判断をいたしました。どうぞご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
続きまして、No.3の関津一丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 当該土地は、譲渡人は20年ほど前に取得されて、実際の耕作はいとこであります譲受人のお父さんが耕作、畑として利用されてました。お亡くなりになつてからは別のご親族が畑として利用されてましたが、昨年から体調を崩されまして、この2月にお亡くなりになりました。そういうこともあって写真のような状況で、息子様が管理をして草押さえのシートを張つてたんですけども、このたび譲渡人のほうから贈与で、どういう関係になるんですかね、いとこの子に譲るということで話がまとまったようです。この兄弟3人が今後も引き続き畑として利用したいということで、今後も引き続きやっていってくれるということでございますので、問題はないかと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。
じゃあ、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委 員 これは4月1日に農地法が改正になって、要するに第3条の2項1号に全部の効率要件っていうのがあって、今まで農地法であつたりとか農業関係の

法律に抵触してはこの審議にも上げられへん、結局棄却になるっていう法令が追加されたんですけど、それは事務局は調査されましたか、この総会の場に上げられる前に。

事務局 今おっしゃってくださったのは、全部効率要件に抵触しているかどうかということでお間違いなかつたでしょうか。

委員 そうです。

事務局 イントラネット、こちらの航空写真などで確認はしております。

委員 この譲受さんが過去に法令違反をされたことがあるかどうかについて調査されましたか。

事務局 すいません。そこまでは、法令違反というのは調査ができません。以上です。

委員 それは4月1日からの施行ですか。

委員 そうです。

委員 法令違反というのは農地法だけではないということですか。

委員 うん。そのほかの農業に関する法律に過去に違反してらっしゃる人はこの3条に申請を、要するに不許可にするっていう要項に当てはめられてしまつてるんですよ。

委員 違反されたかどうかはどないして調べるんですか。

委員 それは、本人さんに申告する、もしくは農林にこの人から申告が上がつてんやけど前に違反行為とかないかなど、市役所の中で、管内で何か回さりますやんか。照会をかけたり、いろんな方法があるかと思うんですけど。

委員 私は2番のとこを説明させていただいたんですけども、実はそのことについては確認してないんです。その譲受さんは私は昔からちょっと知ってる人で、表面しか知らないんですけども、違反をするような人でもないし、先ほども言いましたように、法令などに違反せず、きちんとされてるというふうに思ってるんですけど、もしそのことをせなあかんやつたら、少なくとも2番についてはもう一遍私は確認せなあかんなと思ってるんですけど。

事務局 今日、その他報告ということで後ほどご説明をする予定だったんですけども、この4月1日から法令が改正されまして、農地法、この3条に関わる様式も変更がなされております。その際に、他法令の遵守状況の確認という項目が追加されてまして、農地法をはじめとする農振法、あと種苗法、あと農薬取締法、このあたりの法律に何か過去に抵触したことはないかということで、ご本人への聞き取りという形で、もしご本人がそういう法には抵触していないとおっしゃった場合はその聞き取りだけで終わるというような農林水産省のQ&Aではそういう運用となっております。ただ、今回につきましては、ご本人を前にしてそういう他法令に抵触していないかどうかというのは聞けておりません。

議長 聞けるのですか、それ。

事務局 はい。

委員 会長、これは4月1日から施行されて法改正になってて、今回申請が上がってるのんは、4月に上がって4月16日で締められたものが今回来ますよね。せやし、その処理をしてなかつたら具合悪いん違うんですか。

議長 これに対しては、でも地元委員からのご意見も今ありましたように、事務局としては今後そのようなことがないように確認をお願いしたいのと、地元委員からの発言もありましたように、地元の方がそういうことがなかったというふうに認識をされてるようですので、今回はそういうことでよいかと思われますけれども、いかがでしょうか。今後に関しては、ちゃんとその辺を事務局のほうで対応してもらうということでいかがですか。

委員 これは2番のことについて言いますと、私はこの人は大丈夫やと思ってますけども、大丈夫ですねとは確認してないんですけども、もし許してもらえないんやったらそのことだけちょっと保留にしていたい、私がこのあと確認しますから、今日の夕方以降に確認して問題なつたらよしとしてもらえるとか、2番についてはそうしてもらえるとありがたいなと思います。

委員 いや、すんません。3番もそうさせてください。

議長 これは農業委員が確認するもんですかね。

委員 いやいや、それは分かりませんけど、今回に限りはそうさせてもらおうかなど。

議長 今回に限りな。ちょっと事務局、それでええのかな。

事務局 今からでも確認をさせていただいて、こういう他法令に抵触していないかどうかということで確認が取れればそれで何とかご審議いただければ。

議長 ということは、事務局が確認するということですか。

事務局 はい。こちらのほうから。

議長 事務局はそう言つてますけど、いかがですか。

委員 いや、それは結構ですけど、連絡が取れるかな。勤めてはるからね。

事務局 年度末に新しい様式が国のほうから参考ですということでこちらに届きました、急遽3条の様式が異なつておりましたので様式のほうを変更させていただいて、先日の役員会のほうでこういう形の様式で変えようと思うというご協議もいただき、今日の定例総会に臨んでおる次第でございます。運用的には、年度末に様式が出たということで、すいません、追いつかずには、結果的には受け付けた分に関しては従前の様式で今ご審議いただいてるところで、誠に申し訳ございません。

委員 今事務局の人も説明してくださったんですけども、こういう言うたら年度末ぎりぎりのところでそういう法改正というかその部分が変わったということで、人事異動もあったりしてなかなか難しかったんかも分からんけど、分かった時点で、例えば正副会長さんはどつかで聞いてはると思うんですけども、それ以外の委員については今日私は初めて聞いたんですけども、少なくともそういうときには持ち回りにするか、郵便などそういうことをしてもらえると、もっと早くにこのことが私たちのところに情報として入るんで、そうすると事務局がもし聞けへんかったら私が現場に行ったときに大丈夫ですねっていうことを聞けるわけですね。だから、つまり、分かった時点で何かで、こういう公の場やなしに個別に郵送か何かで連絡してもらうて情報を入れてもうたら、そしたらそれに従って私たちは動くんですから、そういうことをしていただけだとありがたいなという要望ですわ、これは。

事務局 承知いたしました。

委員 ○○委員はいかがですか。

委員 いや、皆さんにお任せします。

事務局 申し訳ございませんでした。

委 員 そもそも法改正になってるんで、その法に基づいて調査した結果をこの総会に上げてこないといけないわけじゃないですか。それもせんと審議してしまったら、今度僕ら農業委員会が、農業委員がやられるんですよ。法改正になってんのに従来どおりで審議してそのまま通しとるっていうたらそれこそ僕らがやられるんで、それをフォローしてもらえるのが事務局ですから、法が改正になるよというのはもっと前から分かったことでしょ。こういう様式にしなさいよという農林水産省からの案内があつたんが年度末ぎりぎりで、申請書は間に合わなかつたんかもしれないんですけど、3月中に3月の当初では法改正になるよっていうて分かってたんで、4月の受付分からはこういうルールで受け付けますっていうのんを確定した状態で4月の総会のときには委員にはアナウンスできたんじゃないかなと思うんです。僕はタイムスケジュールを見てたら思うんです。なんで、今後はそのようにお願いしたいと思いますんで、局長、お願いします。

事務局長 分かりました。

委 員 取りあえず今回のやつは、ですから法に基づいて必ず事務局がそこを確認、聞き取り調査してもらうて、抵触せえへんっていうのを前提で今日審議するっていう流れでいいですか。

議 長 今〇〇委員からご発言ありましたように、審議のほうは事務局のほうで対応をした状態で可決、成立さすということでおろしいですか。

事 務 局 はい。
また、当改正に伴いまして、近年1つの市だけではなくいろんな市町にまたがつて農業経営されてる方が多数出てこられた、かつそういう方が適切にその市町で農業をするだけの人員が配置されてるかどうかというのも併せて口頭での聞き取り項目となっておりますので、こちらにつきましても先ほどの他法令に抵触していないかどうかに加えて今回の申請人に確認させていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

議 長 以上、よろしいですかね。
そのほかご意見等ござりますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、先ほど事務局の対応をしていただくということでお諮りしたいと思います。

No.1、真野普門二丁目につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手多数により、議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございました。
説明が終わりました。
4月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 去る4月24日に一日立会いとして現地調査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。
今回一日立会いさせていただきました4件はいずれも顛末案件でございまして、まず1番目の真野四丁目のほか3筆の登記簿は、現況は雑種地になっております。この土地についてでございますが、顛末書にありますように、平成19年頃に公道の用地買収によりまして、既に露天駐車場となっておるところです。雨水は、西側の前面道路側溝に排水されるなど、東側の農地への影響もなく、今般の許可申請についてはやむを得ないものと思いますが、この案件を見させていただきまして、一日立会いをさせていただきましたときに、ふだんからの農地パトロールの大切さを思います。特に20年も前に無断

転用されたものの把握は難しいなど、印象を受けた土地でございました。

それから、次の登記簿は田で、現況が雑種地になっております土地についてであります。顛末書にありますように、令和5年に死亡された被相続人から相続された2人から申請があったもので、既に露天の資材置場として使用されている土地でして、周辺に農地はなく、北側の川に排水され、問題はないと思われるものでございますので、許可もやむを得ないと思いますが、このように農地パトロールを仮にいたしましたとしても、この土地が農地転用を既に許可を受けたもんか、あるいは受けられてないものの判断は、非常にしにくい案件だったという印象を受けた次第でございます。

その次に、3の赤尾町は、うち一部の土地を農業用倉庫あるいは宅地への進入路に充てるために転用の申請が行われたものでございますが、従前の進入路は狭く、運搬用トラック等の出入りが非常に困難だということもございまして進入路を設置するということありますけれども、顛末書にございまして、水道、下水道の引込みを行うために既に整備されております。そんなことで、周辺農地は自己所有の農地でして、今般の申請についてもやむを得ないものと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それから、4は登記簿が田んぼで現況が雑種地になっている場所についてであります。被相続人が昭和33年頃に造成されたということでございますが、相続人から転用の申請があったものでございまして、周辺農地は現況が雑種地となっておりまして、敷地内の雨水排水は側溝に排水するということでもございますので、転用のこれもやむを得ないと思いますが、既にこの4件とも顛末書がついておりますという案件でございまして、なぜ今までに転用の申請ができてなかったのかっていう疑問が湧く案件でございました。

以上、報告といたします。

議長 ありがとうございます。

なお、No.3の赤尾町につきましては、地元委員のご意見も併せてお願いします。

委員 №.3の案件につきましては、先ほど一日立会いで申し上げましたとおりに、進入路として農地転用もやむを得ないものと思われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の真野四丁目につきまして、地元委員は本日欠席されてますので、事務局でお聞きのことがあればお願いいたします。

事務局 地元委員が本日お休みですので、代わりに聞いておりますことをご報告させていただきます。

No.1 ですけれども、4月24日に一日立会委員、事務局、推進委員、申請代理人、申請者の娘さんが立会いをしまして現地確認を実施いたしました。申請地に隣接して農地がありますけれども、擁壁で囲まれており迷惑はかかるないので特に問題はないと判断をしていますとのことでご意見をいただいております。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No.2 の膳所池ノ内町につきまして、意見を述べさせていただきます。

現地調査、一日立会に立ち会わさせていただきました。相続でお子さんお二人が相続されるということですが、お二人は農業をしたことがないとのことで、現地の状況が雑種地ではありますが、登記地目が田ということで農地転用が必要であるということで、相続に当たって農地の転用を速やかにしたいとのことがありました。ですから、このまま農業ということは不可能のように思われますので、このたび農地転用をされるということは致し方ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、No.4 の大石小田原町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 4番の件ですけれども、この申請地は先ほど言われるように私が生まれて間もない頃からずっと今の状態で使われてきとったもんで、農地としては全然認識してなかったようなとこなんですけれども、それで周りに関しましても、登記上は農地となっておるんですけども、傾斜もきつく、木は生い茂り、何で農地として登記されたかが理解できひんようなとこですんで、ここ自体に関しては何も問題ないのかなと思います。

また、上のほうに、農業用のため池があるんですけども、土砂が埋まってしまって、池としての機能は全くなくなってしまっている現状です。当然、何十年と池としての機能はされておりません。もし、何かその池を利用するという事象が発生したとしても、そこから出てくる水路は横の側溝としてそこの水路は整備されてますんで、全然問題ないと思います。

以上のことから今回の申請に関しては問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

この件につきましてご意見、ご質問ござりますでしょうか。

(なしの声)

議長 ご意見等もないようですので、お諮りします。
No. 1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 ありがとうございました。
挙手全員により、議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 3は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 4は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
4月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いします。

委 員 それでは、現地調査の結果につきまして報告をいたします。
まず、1番目の土地についてでございますが、隣接する土地と建物の所有者が売買によりまして露天駐車場として取得しようというものでして、周辺農地はございません。雨水は自然浸透、東側水路から琵琶湖へ流れるということで、今般の許可申請に当たっては問題ないものと思われます。
それから、No.2でございますが、登記簿が田で現況が不耕作地の土地についてであります。排水は既設集水枡から排水河川へ放流されますもので、周辺農地、所有者への説明も既にされておりまして、今般の転用申請については問題ないと思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。
No.1の南比良につきまして、地元委員は本日欠席されておりますので、事務局のほうでお聞きのことがあればお願いします。

事 務 局 地元委員より聞いておりますことを代わりにご報告させていただきます。
4月24日に一日立会委員、事務局、推進委員、申請代理人が立会いをして現地調査のほうを実施いたしました。保養施設に隣接している土地であります。周辺には農地もなく、用水等の影響もありませんので、特に問題ないと思いますとのことでご意見をいただいております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の大石曾東町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 No.2の大石曾東町の申請の件ですけれども、まず今回の申請に対して水路や進入路などについては関係部署とご協議をされてちゃんと手続を取られてるということでしたし、造成と言えるほどのこともしないとは言われていましたが、畔の高さを超えない範囲で整地をして使用されるということです。
それと、この隣の農地の方に説明をされるとんすけれども、その方は○○をやっておられる方で、この間まで○○もされていた方ですんで、その方に直接申し出て説明され了承を得られておられますんで、今回この件に関しては問題ないと私は思います。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。
この件につきましてご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りします。
No. 1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第106号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見についてを議題といたします。
なお、資料につきましては、別紙促進計画の案及び回答案をお願いします。
それでは、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
続きまして、事務局から回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。
議案第106号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。

挙手全員により、議案第106号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については回答案のとおり大津市長宛てに回答することに決定いたします。

続きまして、議案第107号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議 長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございますか。

委 員 教えていただきたいんですけど、10ページに貸借権のその前に使用って書いてあるのと書いてないとあります、この違いは何なんでしょう。

事 務 局 ご質問ありがとうございます。今のご質問、貸借権というのがいわゆる金銭などが発生する有償の貸し借りになりまして、使用貸借というのが無償での貸し借りという位置づけになります。

以上です。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 そのほかございますか。

（なしの声）

議 長 では、ご意見等もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 ありがとうございます。

挙手全員により、議案第107号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）については許可することに決定いたします。

続きまして、報告案件です。

報告第129号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、報告第130号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報

告第131号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第132号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第133号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第134号 農地の転用事実等に関する照会について、報告第135号 土地利用協議について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき報告＞

議長 ありがとうございました。
ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますか。

委員 報告第135号の件につきまして、報告第135号の番号でいうたら2、3番ですが、これは私のエリアですが、工事の関係で今一時転用してある箇所なんですけども、これは事務局のほうへ業者が来られてるんですか、直接。

事務局 先ほどの質問ですが、大津土木事務所の担当者がこちらの事務局にお越しになり、一時転用をさせていただきたいというような形でご相談に来られたため、土地利用協議という形で整理をさせていただいております。

委員 できましたら、その情報を地元の推進委員、もしくは農業委員でも結構ですんで、かくかくしかじかこの土地について事務局のほうへ直接来られてるんですよっていう情報交換をできたら今後お願いしたいなと。

事務局 大変失礼しました。

委員 地元の推進委員は、タブレット端末を持って右往左往してあの土地はどんななってんねやと、私は聞いてへんと、これは実際ほんでそこの所有者を見てもらったら分かりますように、地元の人間じゃないんですね。相続の関係で○○に住んだり○○に住んでる人なんで、その情報が取れないんですね。できましたら今後そういう話があったら地元の推進委員並びに農業委員のほうへ情報交換だけひとつよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

議長 事務局、よろしくお願いします。

事務局 承知いたしました。今後は速やかに報告させていただきます。

議長 そのほかございますか。

委員 同じような質問なんですけど、報告第135号の土地利用協議についてなん

ですが、備考欄に期間が記載されてますよね。これは、報告があるのは既に着工してからの内容になるんですか、それとも事前に、例えば6月1日より何か月など、事前には先ほどおっしゃったとおり載ってこないんですかね。

事務局 本来的には、着工される前、できれば2週間ほど前にはこちらの事務局のほうにご相談をいただきたいとご案内はしてるんですけども、例えば大津土木事務所であったり、本来であればしないといけないのが漏れていたということで申し訳なかったと、こちらのほうに後ればせながら協議させていただきたいというふうにご相談に来られるケースも中にはございます。

委員 いや、私の地区も過去何回か同じようなことで、勝手に重機が入ってるやんみたいな感じで何回か問合せの連絡をさせてもらうことがあるんですよ。そのときに、いや、これは公共工事なんでって言われて、そうですかで終わってたんですけど、そういう情報をまず提供していただきたいっていうことが1つと、もしそれを個別じゃなくてここに例えばこれから始まりますよって形で案内をかけてもらえば。だから、それができたら一番理想なんかなと思っただけで、2週間前やつたらやっぱり間に合わないですよね。

事務局 そうですね。基本こちらのほうで協議書を頂いて、協議にそのことについて異議ありませんという一定文書を相手方にお返しするんですけども、少なくとも2週間前ぐらいにはという以前からご案内はしております。

事務局 申し訳ありません。今後は、ご相談があった時点で特に地元の農業委員様、推進委員様についてはこういう形でご相談ないしは土地利用協議が調いそうだということであらかじめ事務局のほうから今後は報告させていただこうと思いますので、何とぞご容赦ください。

委員 分かりました。

議長 そのほかよろしいですか。

(なしの声)

議長 次の報告第136号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございました。
ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ご意見、ご質問もないようですので、全体を通して何かございますか。

(なしの声)

議長 なければ、マイクを司会に渡します。

副会長 意見もないようですので、以上をもちまして第24回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議長（濱田 博之 委員）印

委員（森 繁孝 委員）印

委員（上坂 雅彦 委員）印